

1. 能代市健康づくり推進条例

平成 25 年 3 月 25 日

条例第 6 号

目次

前文

第 1 章 総則(第 1 条—第 7 条)

第 2 章 基本計画(第 8 条)

第 3 章 基本的施策(第 9 条)

第 4 章 重点的施策(第 10 条—第 12 条)

第 5 章 補則(第 13 条)

附則

近年、社会環境の改善や医療の進歩による平均寿命の延びと並行して、介護を必要とする人が増加傾向にあり、がんをはじめとする生活習慣病への対策や介護予防など、健康寿命の延伸を図るための施策の充実が急務となっている。

健康で心豊かな暮らしを実現するためには、生活習慣の改善や疾病の早期発見、早期治療など、市民一人ひとりが主体的に健康づくりに取り組むことが大切であり、この取組を広げていくためには、市、市民、事業者、保健医療関係者等がそれぞれの立場で健康づくりに関し、連携、協力して、推進していくことが重要である。

さらに、市では、健康づくりの施策について保健・福祉分野に限らず、市政全体で連携し、推進する必要がある。

ここに、すべての市民が生涯にわたって健康で心豊かに暮らすことができる社会の実現に寄与するため、この条例を制定する。

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この条例は、健康づくりについて基本理念を定め、市の責務並びに市民、事業者及び保健医療関係者の役割を明らかにするとともに、健康づくりの推進についての基本的な事項を定めることにより、市民の健康づくりを総合的かつ計画的に推進し、もって市民の健康の増進に資することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 健康づくり 健康で心豊かに生活するため、食生活、運動、喫煙、飲酒、休養その他の生活習慣の改善及び歯の健康の保持により、心身の状態をより良くしようとする取組をいう。
- (2) 事業者 市内に事務所若しくは事業所を有する個人、法人又はその他団体で従業員を雇用しているものをいう。
- (3) 保健医療関係者 市内で保健及び医療に関する業務を行うものをいう。

(基本理念)

第 3 条 健康づくりは、次に掲げる事項を基本理念として行うものとする。

- (1) 市民が、健康づくりの重要性について理解を深め、自らの健康を管理する能力の向上を図りながら、生涯にわたって主体的に取り組むこと。
- (2) 市、事業者及び保健医療関係者等が、市民の主体的な健康づくりを推進するために担う役割や責務を認識し、相互に連携、協力して、市民の生涯の各段階に応じた健康づくりの推進に取り組むこと。
- (3) 市が、市政の各分野において健康にかかわる施策を進めることにより、市民の健康づくりに向けた環境整備を図るとともに、健康を視点として地域資源の利活用や掘り起こしを行うこと等により、健康づくりの推進が本市の振興に結びつくよう取り組むこと。

(市の責務)

- 第4条 市は、健康づくりの推進に関する総合的な施策を策定し、これを実施するものとする。
- 2 市は、前項の施策の実施にあたっては、市民、事業者、保健医療関係者及び県等との連携を図るものとする。
- 3 市は、健康づくりの推進に関する情報の収集、分析、評価及び提供をするものとする。
- 4 市は、健康づくりの推進のために必要な財政上の措置を講ずるものとする。

(市民の役割)

- 第5条 市民は、自身に適した健康づくりや生活習慣病等の予防に注意を払うとともに、主体的にがん検診や健康診査を受診し、疾病の早期発見、早期治療及び健康増進に努めるものとする。

(事業者の役割)

- 第6条 事業者は、その雇用する従業員が健康づくりを行いやすい職場環境及びがん検診や生活習慣病等疾病対策のための健康診査を受けやすい環境の整備に努めるとともに、市が実施する健康づくりの推進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(保健医療関係者の役割)

- 第7条 保健医療関係者は、保健指導、健康診査、治療その他の保健医療サービスを市民が適切に受けられるよう配慮するとともに、健康づくりに関する知識の普及啓発に努めるものとする。

第2章 基本計画

(基本計画)

- 第8条 市長は、健康増進法(平成14年法律第103号)第8条第2項の規定により、健康の増進の推進に関する施策についての計画(以下「健康づくり計画」という。)を策定するものとする。
- 2 健康づくり計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
- (1) 健康づくりの推進に関する目標及び施策の方向
 - (2) 前号に掲げるもののほか、健康づくりの推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
- 3 市長は、健康づくり計画の策定にあたっては、広く市民等から意見を聴くものとする。
- 4 市長は、健康づくり計画を策定したときは、速やかにこれを公表しなければならない。
- 5 前2項の規定は、健康づくり計画の変更について準用する。

第3章 基本的施策

(健康づくりの推進に関する施策)

- 第9条 市は、健康づくりの推進を図るため、次に掲げる施策を講ずるものとする。
- (1) 生活習慣病等疾病対策のため、健康教育、健康相談、健康診査及び訪問指導を推進するための施策
 - (2) 食生活、運動、喫煙、飲酒、休養その他の生活習慣の改善を図る事業を推進するための施策
 - (3) 歯科口腔保健事業を推進するための施策
 - (4) 心の健康づくり及び自殺予防のための事業を推進するための施策
 - (5) 健康づくりに関する活動を行う団体等との連携をするための施策
 - (6) 前各号に掲げるもののほか、健康づくりを推進するために必要な施策
- 2 市は、次に掲げる施策を市政の各分野において連携することにより、健康づくりを効果的、効率的に進めるとともに、これらが本市の振興につながるよう施策を講ずるものとする。
- (1) 食に関する施策
 - (2) 運動に関する施策
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、健康に関連する施策

第4章 重点的施策

(がんの予防及び早期発見の推進)

- 第10条 市は、県、事業者、保健医療関係者等と連携協力を図りながら、がんの予防及び早期発見を推進するため、次に掲げる施策を講ずるものとする。
- (1) 食生活、運動、喫煙、飲酒その他の生活習慣が健康に及ぼす影響等がんに関する正しい知識及びが

んの予防に関する知識を普及啓発するための施策

- (2) がん検診に関する知識の普及啓発、受診勧奨及び受診しやすい環境づくり等がん検診の受診率向上及び質の向上を図るために必要な施策
- (3) 市が設置する施設における受動喫煙(人が他人の喫煙によりたばこから発生した煙にさらされることをいう。)の防止を図るために必要な施策
- (4) 前3号に掲げるもののほか、がんの予防及び早期発見を推進するために必要な施策
(令元条例16・一部改正)

(がん患者等の支援)

第11条 市は、医療機関等と連携し、がん患者の療養生活の質の維持向上並びにがん患者及びその家族(以下「がん患者等」という。)の精神的負担の軽減を図るため、がんに関する相談体制の充実その他がん患者等の支援のために必要な施策を講ずるものとする。

(緩和ケアの充実)

第12条 市は、医療機関等と連携し、緩和ケア(がん患者の身体的苦痛、精神的苦痛その他の苦痛又は社会生活上の不安の軽減等を目的とする医療、看護、介護その他の行為をいう。)の充実を図るために必要な施策を講ずるものとする。

第5章 補則

(委任)

第13条 この条例に定めるもののほか、健康づくりに関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例施行の際現に策定されている健康づくり計画は、第8条の規定に基づいて定められたものとみなす。

附 則(令和元年10月3日条例第16号)

この条例は、公布の日から施行する。

2. のしろ健康21推進委員会設置要綱

平成18年8月23日
告示第177号

(設置)

第1条 のしろ健康21の円滑な推進及び見直しを図るとともに、自殺予防対策について検討し、市民の総合的な健康づくりにむけた取組を積極的に推進するため、のしろ健康21推進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次の事項について検討し、提言するものとする。

- (1) のしろ健康21計画の推進及び見直しに関すること。
- (2) 自殺予防対策に関すること。
- (3) 前2号に関する事業の推進に関すること。
- (4) その他保健事業に関すること。

(委員)

第3条 委員会の委員は35人以内とし、保健、医療及び福祉関係者等のうちから、市長が委嘱する。

2 委員の任期は、3年以内とし、再任を妨げない。

(平24告示73・一部改正)

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、委員会を総括する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、必要に応じて委員長が招集し、委員長がその議長となる。

(謝金)

第6条 委員には、予算で定める範囲内で謝金を支払う。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、市民福祉部健康づくり課において処理する。

(平20告示47・一部改正)

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成18年8月23日から施行する。

附 則 (平成20年3月31日告示第47号)

この告示は、平成20年4月1日から施行する。

附 則 (平成24年3月31日告示第73号)

この告示は、平成24年4月1日から施行する。

3. のしろ健康21推進委員会名簿

のしろ健康21推進委員名簿

No	組織・団体名	委員名
1	能代市山本郡医師会	◎佐々木 廣仁
2	能代市山本郡歯科医師会	○森田 和弘
3	秋田県薬剤師会能代山本支部	安濃 恒明
4	秋田県看護協会能代山本地区支部	長門 江利子
5	秋田県栄養士会県北地区会	安保 江理子
6	秋田県理学療法士会	嶋田 誠司
7	能代市社会福祉協議会	松岡 亮
8	能代商工会議所	伊藤 彩花
9	あきた白神農業協同組合	村岡 美由紀
10	能代機械工業会	佐藤 恭平
11	能代仏教会	柴田 寛彦
12	能代市スポーツ推進委員会	工藤 達美
13	能代市校長会	檜森 秀樹
14	高等学校養護教諭部会	三浦 百合子
15	秋田しらかみ看護学院	小野 鈴江
16	能代山本教育研究会養護教諭部会	中村 信子
17	能代市民生委員児童委員協議会	佐藤 鏡子
18	能代市自治会連合協議会	原田 和雄
19	能代市健康推進員協議会	布川 有美子
20	能代市ボランティア連絡協議会	小山 佳代子
21	能代市心の傾聴ボランティア連絡会	加賀谷 七重
22	秋田県山本地域振興局福祉環境部	一ノ関 静
23	能代警察署	加賀屋 毅
24	能代山本広域市町村圏組合消防本部	小野 栄士
25	能代労働基準監督署	中村 茂樹
26	能代公共職業安定所	古谷 篤志
27	能代市第一保育所	藤田 泉

(◎委員長、○副委員長、敬称略)

オブザーバー 秋田大学自殺予防総合研究センター 特任助教 宮本翔平

第3期のしろ健康21計画
[令和6～17(2024～2035)年度]
令和6(2024)年3月

編集	能代市 市民福祉部 健康づくり課(保健センター) 〒016-0157 秋田県能代市字腹鞆ノ沢 19 番地 3 TEL : 0185-58-2838
----	--